

氏名	嶋田 美和		
学位の種類	博士（学術）		
学位記番号	博甲第 9595号		
学位授与年月	令和2年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	非行少年の再犯リスク査定とリスクアセスメントツールの妥当性の検討—家庭裁判所に送致された非行少年を対象として—		
主査	筑波大学教授	博士（心理学）	濱口 佳和
副査	筑波大学准教授	博士（人間科学）	青木 佐奈枝
副査	筑波大学助教	博士（心理学）	大谷 保和
副査	筑波大学准教授	博士（心理学）	湯川 進太郎

## 論文の内容の要旨

嶋田美和氏の博士學位論文は、家庭裁判所に送致された在宅非行少年の再非行予測に対する、少年用サービス水準／ケースマネジメント目録並びに機能的攻撃性尺度の有効性を実証的に検討したものである。その要旨は以下のとおりである。

### （目的）

非行・犯罪の予測に寄与するリスク・ファクターはセントラル・エイトと呼ばれるが、このセントラル・エイトを査定するために開発された少年用サービス水準／ケースマネジメント目録（Youth Level of Service/Case Management Inventory: YLS/CMI）は、我が国では少年鑑別所収容少年を対象に検討されているだけで、少年鑑別所に収容されない在宅少年を対象にした場合でも、YLS/CMI 合計得点によって再犯リスクを査定できるかは未検証の課題である。一方、機能的攻撃性尺度（Functional Aggression Scale: FAS）は、攻撃行動の一般理論である大淵(1993)の攻撃動機付け2過程モデルに立脚し、道具的攻撃を導く内的特性を測定する攻撃性尺度として開発された。これは、犯罪性が進んだ受刑者や少年鑑別所に収容された非行少年を対象に信頼性や妥当性が確認されているものの、家庭裁判所に送致された非行少年の再犯予測に対する有効性は未検討の課題である。著者は以上の問題意識に立脚し、本論文で以下の諸点を明らかにすることを目的として設定した。①少年鑑別所に収容されない在宅少年を対象にした場合でも、YLS/CMI 合計得点によって再犯リスクを査定できるか検証する（研究1）。②家裁に送致された在宅非行少年を対象としたFASの妥当性を検証する（研究2）。③YLS/CMIの静的リスクと動的リスクによる予測的妥当性を検証する（研究3）。④FASの得点を加えることによって、YLS/CMIによる再犯予測の精度が向上するかどうかを検証する（研究3）。

### （方法）

研究2では、平成19年12月から平成28年3月までに著者が家裁調査官として調査を担当した382人（男子322人、女子60人、平均年齢16.4歳）が対象となった。このうち、研究3では著者が平成22年4月からデータ収集を開始した241人を分析対象とし、研究1では、研究3の調査対

象者から少年鑑別所収容少年 (N = 28) を除外した 213 人の在宅少年に限定して分析が行われた。

調査内容は、YLS/CMI、FAS、年齢、性別、前歴の有無、処分結果、再犯の有無、再犯までの期間で、家裁に少年が係属するたびに個別に著者が測定した。

著者は研究 1 で、決定木分析、カプランマイヤー推定法、Cox 比例ハザードモデルなどの統計手法により YLS/CMI 合計得点が再犯を予測するか検証した。研究 2 では、確認的因子分析、多母集団同時分析及びウィルコクソン順位和検定を用いて FAS の因子的妥当性、交差妥当性及び基準関連妥当性を検証した。研究 3 では、観護措置の有無によって層化された Cox 比例ハザードモデル (変数減少法ステップワイズ (尤度比)) を用いて、YLS/CMI の静的リスクと動的リスクによる予測的妥当性を検証するとともに、FAS の得点を加えることで再犯予測の精度が向上するかどうか増分妥当性を確認している。

(結果)

研究 1 で著者は決定木分析を行い、3 つの分岐規則によって再犯率の異なる 4 つのリスク群 (リスクなし群、低リスク群、中リスク群、高リスク群) を抽出し、カプランマイヤー推定法による確認を行った。その結果、中リスク群と高リスク群の生存関数が明確に分離しなかったため、中リスク群と高リスク群を合わせて、改めて 3 つのリスク群 (リスクなし群、低リスク群、中高リスク群) の生存関数をカプランマイヤー推定法で求めた結果、いずれも有意差が認められた。さらに著者は Cox 比例ハザードモデルによる分析を行い、その結果、YLS/CMI 合計得点が、年齢や性別の影響を統制してもなお、再犯を有意に予測することを見出している。さらに著者は、YLS/CMI 合計得点で再犯を予測させた場合の AUC は、.70 であると報告している。

研究 2 で著者は、家裁に送致された在宅少年サンプルにおいて FAS の妥当性を検証した。確認的因子分析の結果、FAS が理論的に予想される 4 因子、13 下位尺度から構成されることを示した。次に著者は、性別、年齢、地域、非行性 (前歴の有無、本件処分結果) を元に多母集団同時分析を行い、いずれのモデルも適合度が許容範囲にあったことから、最も制約条件の厳しい全母数等価モデルを採用した。最後に、粗暴性 (粗暴群・非粗暴群) を独立変数、FAS の 4 つの因子得点を従属変数として、ウィルコクソン順位和検定を行い、粗暴群の方が非粗暴群よりも高いことを見出した。このうち、影響・強制、制裁・報復及び同一性の 3 因子で有意差を見出したが、回避・防衛は有意差を見出せなかった。

研究 3 で著者は、再犯群と非再犯群の比較を行った。物質乱用を除いて、YLS/CMI の静的リスク (非行歴) も動的リスクも、全て再犯群の方が有意に高いことを見出した。また、Cox 比例ハザードモデルによる分析の結果、静的リスクだけでは再犯に有意な影響を及ぼさなかったのに対して、動的リスクの得点が 1 上がるごとに瞬間再犯確率が 1.14 倍上昇することを見出している。著者は、7 種類の動的リスクのうち、再犯を有意に予測したのは、余暇・娯楽と態度・志向の 2 つで、FAS では、YLS/CMI の影響を統制しても、同一性が再犯を有意に予測することを見出している。

(考察)

以上の結果について著者は、下記 4 点を考察として述べている。①YLS/CMI の合計得点が高い非行少年ほど再犯に及ぶ可能性が高いことが判明したため、少年鑑別所入所少年に比べて非行性が低い在宅少年においても、YLS/CMI 合計得点は再犯に対して予測的妥当性があることが実証された。②FAS は家庭裁判所に送致された在宅少年においても、少年鑑別所に収容された非行少年同様の因子構造と妥当性を有することが実証された。③少年鑑別所入所少年に比べて非行性が低い在宅少年を対象においても、YLS/CMI 合計得点は再犯に対して予測的妥当性を有することが実証された。④FAS が再犯予測の増分的妥当性を示すことはできなかったが、FAS の同一性の得点が 1 上がると、再犯の確率が 1.16 倍高くなることから、FAS の同一性には一定程度の予測的妥当性があることが示唆された。

(結論)

本論文の結果から著者は、YLS/CMI の非行臨床への適用可能性が拡張されたとし、さらに、再犯の確率を高める要因として FAS の同一性が見出されたことから、犯罪者として自己を呈示する傾向の変容が、再犯防止に寄与する可能性があると主張している。

## 審査の結果の要旨

(批評)

家庭裁判所に送致された在宅少年から YLS/CMI と FAS を長年にわたって収集し、一定期間追跡するという時間と労力のかかる貴重なデータをもとに、高度な統計手法を駆使して再犯予測という困難な課題に挑み、YLS/CMI の再犯についての予測的妥当性を実証した点、増分的妥当性は支持されなかったとはいえ、FAS の同一性尺度の一定の予測的妥当性を示すことができた点、論文としての全体的な完成度の高さが高く評価された。

令和 2 年 1 月 22 日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（学術）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。